

令和８年度地域課題解決型東成区広報紙「ひがしなりだより」配布業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和８年度地域課題解決型東成区広報紙「ひがしなりだより」配布業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

東成区では、少子・高齢化の進行、地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化に伴い、人と人とのコミュニケーションやつながりが希薄化していく一方で、地域における課題は複雑・多様化している。

特に、地域コミュニティ内での「声かけ」「助け合い」など自助、共助の機能が低下する中で、広報紙の全世帯・事業所への配布業務を活用して、地域社会が抱える課題の解決に取り組むこととし、地域の福祉・安全性の向上をはじめ、新たな地域人材の発掘や広報紙の認知度向上など、さまざまな相乗効果をめざして、広報紙の配布事業について、地域課題解決型の企画提案を受けて実施する。

(2) 業務内容

別紙１「仕様書」を参照のこと。

なお、「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて、仕様を追加・変更する場合がある。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 7,320,499 円（消費税含む）

内訳については、仕様書別紙「委託料上限額一覧（消費税含む）」を参照のこと

(4) 契約期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

(5) 履行場所

東成区内の小学校区単位。

１小学校区でも複数の小学校区でも応募可。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものと

し、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。小学校区ごとに審査は行うが、複数の小学校区に応募する者にあつては、提案内容に重複する部分がある場合、1つの企画提案書に内容を記載した上で提出することも差し支えない。その際、小学校区ごとに異なる内容について明確に示しておくこと。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があつた場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(4) 再委託について

ア 受注者は、令和8年度地域課題解決型東成区広報紙「ひがしなりだより」配布業務における「主たる部分」について、再委託することはできない。なお、「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいう。

(7) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等

(4) 仕様書「10. 配布作業」に関する業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあつては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあつては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があつたときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業

務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

(1) 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

ウ 大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

オ 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

カ 納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

キ 事業者が本事業を目的に共同体を結成して申請する場合は、以下の要件を満たしていること。

(ア) 共同体を構成する事業者（構成員）は、全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。

(イ) 参加申請以後、代表者及び事業者（構成員）の変更は認めない。

(ウ) 構成員となるすべての事業者が、原則上記アからカの基準を満たしていること。

(エ) 代表者とならない事業者（構成員）にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状（様式2）を提出すること。

(オ) 参加申出時に共同体の協定書（様式は自由）の写しを併せて提出すること。な

お、協定書には、それぞれの事業者（構成員）の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

- (カ) 単独で応募した事業者は、同一小学校区で共同体の構成員となることはできない。
- (キ) 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。（ただし、小学校区が異なる場合は複数の応募可）

5 スケジュール

・ 公募開始	令和7年12月19日（金）
・ 質問受付期限	令和7年12月24日（水）
・ 質問回答	令和7年12月26日（金）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和8年1月8日（木）
・ 参加資格決定通知	令和8年1月9日（金）（予定）
・ 企画提案提出期限	令和8年1月19日（月）
・ プレゼンテーション・選定結果通知	令和8年1月下旬頃
・ 契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
・ 事業完了	令和9年3月31日（火）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から**令和7年12月24日（水）**午後5時まで

イ 提出方法

東成区役所総務課までFAX、またはEメールにより9 提出先まで提出すること。（様式自由）

ウ 回答方法

令和7年12月26日（金）以降に東成区ホームページに回答を掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査決定通知

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申出書（様式1） 1部

（共同申請の場合は構成員すべての事業者の連名によること）

- (イ) 委任状（様式2）共同申請のみ 1部

- (ウ) 【添付資料】 各1部

※大阪市入札参加資格有資格者名簿に登録されている者は、⑥～⑨は省略

可能。

- ① 事業者の概要、設立年月日、事業内容等を記載した書類
- ② 役員名簿
- ③ 定款の写し（任意団体にあつてはこれに相当する書類）
- ④ 直近事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書（任意団体にあつてはこれに相当する書類）
- ⑤ 協定書（様式自由）※共同申請時のみ
- ⑥ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し不可）
- ⑦ 使用印鑑届（様式3）
- ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署の様式その3、又は様式その3の3（法人）、もしくは様式その3の2（個人）。提出日前3か月以内に発行のもの、写し可）
※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと（様式は任意）
- ⑨ 市町村税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し可）
※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと（様式は任意）

イ 提出期限

令和8年1月8日(木)午後5時30分まで

ウ 提出方法

9. 提出先 まで直接持参

エ 参加資格決定通知

令和8年1月9日(金)（予定）に郵送により通知する。

（3）企画提案書の提出

ア 企画提案書

A4版8ページ以内とし、企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ① 地域社会の課題の設定と課題解決のための具体的な取組み方針
- ② 広報紙配布の実施方法と実施体制
- ③ 類似業務実績
- ④ 提案見積と積算根拠（小学校区別）

イ 提出部数

正本1部 副本5部

正本：事業者名を記入し印鑑を押印したもの
 副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は
 事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

ウ 受付期間

参加資格決定通知日から令和8年1月19日(月)午後5時30分まで。

エ 提出場所

9. 提出先 まで直接持参。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準（配点割合）

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	・ 本事業の目的及び業務内容の理解度 ・ 事業の計画性、実施内容の妥当性 ・ 課題設定・課題解決能力	40 点
②事業の実施体制	・ 確実に遂行できる組織体制、運営基盤 ・ 地域活動との連携による相乗効果	40 点
③類似業務の実績	・ 類似業務に関する専門性、情報の蓄積	10 点
④所要経費、積算見積金額	・ 効率的で妥当な経費により提案されているか	10 点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、学識経験者等外部有識者により構成する委員会を開催し、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、企画提案における「事業の企画内容」の点数が高い方とし、これにより決定しない場合は、順に「事業の実施体制」、「類似業務の実績」、「所要経費、積算見積金額」が高い方とする。また、全委員による評価点の平均が 60 点に満たない場合は、選定対象とはしない。

エ プレゼンテーション審査

(7) 開催日時

令和8年1月下旬（予定）

(4) 場所

東成区役所 301 会議室（予定）

(ウ) 内容・方法

企画提案書など提出資料を使用し、企画提案について説明を行うこと。1 者あたり20分程度（質疑応答含む）とする。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容、又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、東成区ホームページに掲載する。

選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して7日以内に書面を東成区役所総務課に提出することにより、審査結果の内容について説明を求めることができる。

8 その他

- ア 企画提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 上限金額を超える提案をした者及び参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類については、提出を求められた際、すみやかに提出できるよう常に整備しておくこと。また、当該業

務が完了した日の属する年度の終了後5箇年間保存すること。

ク 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。

上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受注予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

ケ 契約の締結は、令和8年度予算発効後とする。

9 提出先（問合せ先）

〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

大阪市東成区役所 総務課（広報）担当者 山崎・尾崎

電話：06-6977-9018

FAX：06-6972-2732

Eメール：tn0001@city.osaka.lg.jp